

トピックス 10月 ~ 3月

- 10/ 7 第5回理事会・創立70周年記念事業実行委員会
- 10 借入金償還特別賦課金納付通知書・広報「とよさわ川第126号」発行
- 13 国営事業岩手県協議会役員会
- 15 寒沢川・瀬ノ沢川等流域治水事業建設促進期成同盟会研修・現地調査
- 17 豊沢川河川清掃
- 22 第6回監事会・第1回定期監査
- 11/ 3 豊沢ダム定期検査
- 11 社会科見学 (南城小学校)
- 12 第7回監事会・第6回理事会・第8回監事会
- ” 役員・総代研修会 (13日まで)
- 24 外台地区権利者会議事前説明会 (26日まで)
- 27 用排水調整・施設管理委員会並びに地区用排水調整・施設管理委員会委員長、水路及びパイプライン管理人合同会議
- 12/10 第7回理事会・第9回監事会
- ” ユニバース寄付金贈呈式
- 24 第10回監事会・第2回臨時監査
- 24 外台地区換地委員会
- 1/13 大沢地区換地委員会
- 21 国営農業水利事業東北協議会東北農政局との打合せ
- 22 大沢地区一時利用地指定図面公開
- 25 第11回監事会・第8回理事会・第12回監事会
- ” 土地改良区ブロック別研修会
- 29 外台地区権利者会議
- 2/ 8 東北農政局主催農業農村整備事業等に関する説明会
- 9 評価換地委員会
- 10 大沢地区換地委員会
- 12 万丁目地区実施委員会並びに換地委員会
- 16 国営造成施設管理体制整備促進事業豊沢川地区管理体制整備推進協議会総会
- 19 用排水調整・施設管理委員会
- 3/ 8 第9回理事会・第13回監事会
- ・第10回理事会
- 10 第2回定期監査・第14回監事会
- 16 予算総代協議会 (17日まで)
- 18 大沢地区実施委員会
- 19 第11回理事会
- 22 万丁目地区換地計画個別説明会 (23日まで)
- 24 通常総代会・第12回理事会



～ 各種手続きのご案内 ～

◎ 土地改良区の適切な事務運営と円滑な事業推進のため、次の事があった場合は必ずお届け出をお願いいたします。

- 組合員の名義変更等 (経営移譲、相続、住所変更、など)
- 田の取得または喪失 (売買、貸し借り、贈与、譲渡、等)

※ 農業委員会等で手続きをされても、土地改良区には反映されませんので、必ず土地改良区でも手続きをお願いします。

[土地改良法第43条 組合員の資格得喪の通知義務]

・土地改良区の賦課金は原則として耕作者である組合員が負担することとなっております。土地の所有者が賦課金を負担する場合はお手続きが必要です。

○ 農地転用等

農地転用等により田を土地改良区の地区内から除外するためには、土地改良区への手続きと決済金の納入が必要です。手続きを怠った場合、土地改良区の台帳から除外されず次年度以降も賦課金が賦課されることとなりますので、ご注意下さい。

・公共事業による買収

公共用地等に係る農地転用については農業委員会などへの個人で行う手続きは免除されていますが、土地改良区への手続きは必要となります。

・農地転用の手続き例

- | | |
|---------------------------|-----------|
| 1. 農地転用の相談 | (農業委員会) |
| 2. 農地転用に伴う意見書の交付申請 | (土地改良区) |
| 3. 農地転用の許可申請 | (農業委員会) |
| 4. (許可後) 登記地目の変更 | (法 務 局) |
| 5. 意見書の交付申請、地区除外申請、決済金の納付 | (土地改良区) |

※ 農業振興地域内の農用地の転用は出来ません。(一時転用のみ許可されます)

※ 休耕田や転作田は水田への復旧が見込まれる事などから地区除外の対象とはなりません。

[農地法第4条、第5条]

[土地改良法第42条 権利義務の承継及び決済]

○ 権利義務の承継

賦課金の未納がある土地の権利を取得した場合(所有権移転、利用権設定・解約等)は、土地改良法により新しい資格者に納入の義務が生じます。

競売において土地を取得した場合も同様です。トラブル防止のためにも事前にご確認をお願いいたします。

◇ 土地改良区の管理施設の使用には申請が必要です

土地改良区が管理している水路や土地を排水放流や進入路等で利用したい場合には、土地改良区への申請が必要となります。

また、公共下水道や農業集落排水への排水接続などのために、管理施設を使用しなくなった場合には届け出をお願いいたします。届け出がない場合、納入通知書が発行されますので、ご注意下さい。